

厚生労働省告示第九十二号

厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に提供された指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信